

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、藤沢市庁内ネットワーク基盤更新に係る公募型プロポーザル（以下「本件」という。）において、藤沢市（以下「当市」という。）と提案事業者における、本件に係るデータの取り扱い及び本件を通じて知り得た秘密等の取り扱いについて、当市と提案事業者の履行すべき責務を定めることを目的とする。

2 この仕様書におけるデータとは、当市からの提供や本件を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。

3 この仕様書は、本件に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社である場合も含む）等についても適用する。

4 提案事業者は、本件及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び当市の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

第2条 提案事業者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本件を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

第3条 提案事業者は、本件において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、当市が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により当市に通知するものとする。

2 当市は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明

示して提案事業者者に責任者等の変更を求めることができる。

- 3 提案事業者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により当市に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 提案事業者は、本件の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本件期間満了後、本件の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

- 2 提案事業者は、本件に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本件に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 3 提案事業者は、当市に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 提案事業者は、データを当市が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 提案事業者は、当市の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体等に複製し、又は複製してはならない。

(データの受領)

第7条 提案事業者は、業務の履行上、当市からデータの提供がある場合は、様式第2号「データ受領証兼複製申請書」を当市に提出しなければならない。

(データの持出し)

第8条 提案事業者は、業務上、やむを得ず当市の環境からデータを持出す場合は、様式第3号「データ借用申請書」を提出し、当市の許可を受けなければならない。

(パソコン及びモバイル端末並びにデータの持込み)

第9条 提案事業者は、当市の環境にパソコン及びモバイル端末（以下、パソコン等という）並びにデータを持込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、当市の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第10条 提案事業者は、データの取り扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず

持出す場合には、パスワード等による暗号化の措置を行い、当市の承認を得たうえで、様式第8号「データ持出管理簿」に記録し、本件終了時及び当市の求めに応じて当市に提出すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

- 2 第9条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で当市に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(データの返却・消去)

- 第11条 提案事業者は、当市から提供を受けたデータの利用が完了した場合は、速やかに当市に返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

- 2 提案事業者のパソコン等に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体等の廃棄)

- 第12条 提案事業者は、本件の履行上、当市から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあっては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第7号「廃棄証明書」を提出しなければならない。

(監督及び監査)

- 第13条 当市は、本件の履行すべき責務に関し必要があるときは、提案事業者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、提案事業者はこれに協力しなければならない。

(検査)

- 第14条 当市は、本件において個人情報を扱う場合、個人情報の取り扱いについて、提案事業者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、提案事業者と協議の上、当市が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第15条 提案事業者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、当市から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により当市に提出しなければならない。

(事故発生への報告義務)

第16条 提案事業者は、本件及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想される場合は、直ちにその旨を当市に通知し、当市の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により当市に報告しなければならない。

2 当市は、本件に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17条 当市は、提案事業者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本件を解除することができる。

2 提案事業者は、前項の規定による本件の解除により損害を受けた場合においても、当市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 提案事業者は、本件の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第19条 当市は、本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)